

学童保育室保育料減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

申請者(保護者)

住所

氏名

次のとおり保育料の減免を申請します。

ふりがな		学童保育室
入室児童氏名	(学年)	
減免を申請する理由	<p>該当欄に<input checked="" type="checkbox"/>チェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 当該年度分市民税非課税世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 当該年度分市民税課税の世帯で、所得割の額が10,000円未満の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 当該年度分市民税課税の世帯で、所得割の額が10,000円以上27,000円未満の世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 2人以上の入室世帯</p>	

必ずご確認ください

- ◆ 令和5年度より保育料及び減免区分、ならびに減免対象となる世帯に変更があります。ご注意ください。
- ◆ 区分に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください。(必要な添付書類については、裏面をご参照ください)
- ◆ 区分「2人以上の入室世帯」を除き、全ての区分で添付書類が必要です。**添付書類に不備・不足がある場合は受理できません。**
- ◆ 証明書は発行日から3カ月以内のもののみ有効です(申請日時点)。ご注意ください。
- ◆ 提出された保育料減免申請書ならびに添付書類については返却できません。
- ◆ 添付書類は、**保護者全員分(単身赴任者を含む)と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分が必要**です。

(市処理欄)

..... 下欄は記入しないでください

減免開始月		令和 年 月 から					免除
区分及び人数		減額(1人目)		減額(2人目以上)			
保育料 (月額)	8月以外	3,700円	2,800円	4,200円	1,900円	1,400円	0円
	8月	7,300円	5,200円	7,800円	3,100円	2,600円	
延長保育料(月額)		900円	700円	1,000円	450円	350円	0円
保育料 (総額)	8月以外	4,600円	3,500円	5,200円	2,350円	1,750円	0円
	8月	8,200円	5,900円	8,800円	3,550円	2,950円	

令和5年度 学童保育料の減額および免除について

以下の事項をお読みいただき、該当する世帯は、提出書類（申請書・添付書類）をそろえて申請してください。
また、令和5年度より保育料及び減免区分、ならびに減免対象となる世帯が変わります。ご注意ください。

1 対象世帯と減免規定による減免後の保育料（※令和5年度より保育料及び減免区分、ならびに対象となる世帯が変わります）

	対 象 世 帯	保 育 料		延 長 保 育 料			
		1 人 目	2 人 目	1 人 目	2 人 目		
A	生活保護法による被保護世帯 又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円		
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯（A階層に該当するものを除く。）	0円	0円	0円	0円		
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯 で、その市町村民税所得割の額の年額 区分が次の額であるもの（A階層又は B階層に該当するものを除く。）	10,000円未満	8月以外	2,800円	1,400円	700円	350円
			8月	5,200円	2,600円	700円	350円
		10,000円以上 27,000円未満	8月以外	3,700円	1,900円	900円	450円
			8月	7,300円	3,100円	900円	450円
		27,000円以上	8月以外	6,000円	4,200円	1,500円	1,000円
			8月	12,000円	7,800円	1,500円	1,000円

2 提出書類

(1) 学童保育室保育料減免申請書

(2) 添付書類 … 区分に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください。（下記参照）

なお、添付書類は、保護者全員分（単身赴任者を含む）と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分が必要です。

（ただし、証明書類上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

① 区分A ⇒ 「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所長の発行するもの。

② 区分B ⇒ 「市・府民税（所得・課税）証明書」（該当年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得可能）

③ 区分C

※ 減免の適用月により必要な証明書の年度が異なります。

高槻市の場合、23番窓口（税制課）にて発行

↳ ・ R5年 4月、5月分の保育料に適用 → 「R4年度」
 ・ R5年 6月分以降の保育料に適用 → 「R5年度」（R5年6月1日以降に発行可能です。）

・ 「市民税の所得割の額の合計が27,000円以上の世帯で、2人以上の児童が入室する世帯」

→ 年上の児童の名前で、減免申請書のみを提出してください。（当該区分のみ添付書類は不要です）

添付書類の提出はコピー（感熱紙不可）で構いませんが、照合確認が必要なため原本を併せてお持ちください。

なお、提出用コピーは申請前に済ませておいてください（受付会場ではコピー出来ません）。

* 重要 *

区分B・Cの場合、4月・5月分の保育料に減免が適用されていても、6月分以降の適用には再度手続きが必要となります。
 令和5年度も市民税が非課税の世帯の方、または市町村民税の所得割の額が27,000円未満の世帯の方は、「減免申請書」と「令和5年度市・府民税（所得・課税）証明書」を必ず提出してください。

再度の申請がなされない場合、6月分保育料から減免は適用できず、減免前の保育料が発生します。

令和4年度において市民税が課税の方も、令和5年度の市民税が非課税の場合、6月以降に区分Bへ変更できます。（要申請）

3 留意事項

(1) 申請締切は、毎月10日です（厳守）。（10日までに受理された申請分につき、当月から減免適用開始）

(2) 証明書類は、発行日から3か月以内のもののみ有効です（申請日時点）。

(3) 申請内容の確認が必要なため、郵送では受け付けません。ただし、4・5月に区分Bの免除を受けていた世帯が世帯構成に変更が無く、かつ令和5年度市町村民税が非課税で6月に再申請する場合のみ、郵送提出可能です。郵送の場合、受付日は消印日（6月10日締切）です。書類到達の確認が必要な方は、簡易書留等をご利用ください。

(4) 2人以上の児童が入室の場合は、減免申請書の提出は人数分必要ですが、添付書類（証明書）は1部で結構です。

(5) 市町村民税における所得割額は、住宅借入金等の特別控除等を行う前の額とします。